

佐倉南高校 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体の重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

生徒の尊厳を保護するため、いじめの防止等のための対策に関して、本校の基本的な方針を全職員および関係者の共通理解のもとに定めるものとする。

いじめ防止対策推進法第3条（基本理念）

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命および心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
※「児童等」とは学校に在籍する児童又は生徒をいう。

いじめに関する基本的な考え方

（1）いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条による）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。また、個々の行為が「いじめ」で当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

（2）いじめの基本認識

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

(3) いじめの態様（刑法上犯罪に該当する可能性もある）

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
・・・脅迫・名誉棄損・侮辱
- ② 仲間外れ、集団による無視
- ③ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする・・・暴行
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする・・・暴行・傷害
- ⑤ 金品をたかられる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・恐喝
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・・・窃盗・器物破損
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・・・強要・強制わいせつ
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる
・・・名誉毀損・侮辱

1 いじめに対する基本姿勢

上記の基本認識のもと、全職員の共通理解のもと、教育相談活動の充実を図り、いじめの未然防止と早期発見に努め、家庭等と連携して迅速に対応する。

また、いじめ防止対策推進法の順守といじめの問題への対応にあたり、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わないものとする。

2 いじめ防止対策委員会の設置について

(1) 構成員 ◎日常業務

- ① 校長
- ② 教頭
- ③ 生徒指導部長
- ④ 学年生徒指導担当（3）
- ⑤ 教務主任
- ⑥ 学年主任（3）
- ⑦ 教育相談係（1）
- ⑧ 養護教諭
- ⑨ スクルーカウンセラー、開かれた学校づくり委員会委員等
ただし、事案によっては、メンバーを柔軟にして対応する。

(2) 委員会の役割

- ① 校内いじめ防止基本方針の検討
- ② 全体計画・年間計画の作成、実行、検証、修正
- ③ 相談・通報窓口
- ④ 定期調査の実施、情報収集と記録、共有
- ⑤ 緊急会議の開催
- ⑥ 指導や支援体制・対応方針の決定、保護者との連携
- ⑦ 保護者等への啓発活動
- ⑧ 教職員への啓発、研修の実施 等

3 いじめの未然防止について

学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度などを身に付けさせる。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。

具体的な取組

- ① 分かる授業の展開
- ② コミュニケーション能力の向上
- ③ 道徳教育の充実
- ④ 環境美化の推進
- ⑤ 希望進路の実現
- ⑥ 生徒の自発的活動の支援
- ⑦ 生徒・保護者への啓発活動

4 いじめの早期発見について

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり。遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するように努める。

具体的な取組

- ① 定期的なアンケート調査の実施
- ② 生徒個人面談週間の設定
- ③ 保護者面談週間の設定
- ④ 相談窓口の周知
- ⑤ 休み時間等の観察
- ⑥ 職員間での情報の共有

5 いじめの相談窓口について

学校におけるいじめ相談窓口

佐倉南高等学校（教育相談係・スクールカウンセラー） 043-486-1711

学校以外はいじめ相談窓口

千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446

子ども人権110番 0120-007-110

ヤング・テレホン 0120-783-497

千葉いのちの電話 043-227-3900

チャイルドライン千葉 0120-99-7777

24時間いじめ相談ダイヤル（全国共通）0120-0-78310

6 いじめを認知した場合の対応・指導について

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として教育的配

慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

7 重大事態への対処について

重大事態とは、以下のことをいう。(いじめ防止対策推進法第28条)

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余技なくされている疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

8 その他

いじめ防止基本方針については、ホームページで公表する。また、保護者や開かれた学校づくり委員会委員等からの学校評価等の結果をもとに、いじめに関する調査や分析を行い、基本方針についても見直しをする。